

企業主導型保育事業における専門的労務監査の状況について

(令和7年度結果)

目的

○労務監査は、職員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることを目的として実施する。

実施状況

○専門的労務監査の実施施設（実施施設450施設）

令和7年8月から開始、25都道府県
(北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

○対象施設

上記25都道府県に所在する施設のうち、過去の立入調査で労務関連の指摘を受けた施設、処遇改善等加算を申請している施設から450施設を選定し、全施設への監査を完了した。

・実施数：訪問実施450施設

年度	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
令和7年度	450施設	339施設（75.3%）	443施設（98.4%）
令和6年度	500施設	376施設（75.2%）	496施設（99.2%）

※文書指導あり339件、口頭指導のみ109件、指導なし2件、計450件
※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済

令和 7 年度主な文書指導（上位10件）

具体的な文書指導	R7年度件数 (割合)	R 6 年度件数 (割合)
・割増賃金について不適切な運用がされている。	112 (24.8%)	139 (27.8%)
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。または一致していない。	112 (24.8%)	138 (27.6%)
・法定労働時間を超過している労働者または休日に労働している労働者がいるが適切な割増賃金が支払われていない。	69 (15.3%)	53 (10.6%)
・職務手当等の手当の一部を処遇改善等加算とする場合の内訳が不明確である。	65 (14.4%)	73 (14.6%)
・労働条件通知書の記載事項と実態に相違がある。	48 (10.6%)	24 (4.8%)
・給与規程の支給項目と実際の支給項目（手当）が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。	46 (10.2%)	55 (11.0%)
・時間外労働、休日労働が発生しているが36協定がない。	41 (9.1%)	20 (4.0%)
・処遇改善等加算の支給について労働者が認知していない。	37 (8.2%)	35 (7.0%)
・年次有給休暇が法定通り付与されていない。	28 (6.2%)	26 (5.2%)
・処遇改善等加算を一時金で支払った際の賞与支払い届の提出および社会保険料控除がなされていない。	28 (6.2%)	36 (7.2%)